

さいたま市告示第 1 5 5 6 号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三第一項の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したため、土地地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十三号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 第一種土地地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあたってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (1) 名称 さいたま市
- (2) 代表者の氏名 さいたま市長 清水 勇人
- (3) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 4 番 4 号

2 第一種土地地区画整理事業の名称及び規模

- (1) 名称 （仮称）地下鉄 7 号線中間駅周辺地区土地地区画整理事業
- (2) 規模 約 1 2 0 h a

3 第一種土地地区画整理事業実施想定区域の位置

埼玉県さいたま市岩槻区浮谷地内外

4 配慮書及び要約書の縦覧及び公表の方法及び期間

- (1) 窓口における縦覧（書面による閲覧）

以下の場所にて、配慮書及び要約書を閲覧に供する。

ア 埼玉県環境部環境政策課

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 1 5 番 1 号 第三庁舎 3 階

イ さいたま市都市戦略本部未来都市推進部未来都市共創担当

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目 4 番 4 号

ウ 見沼区役所情報公開コーナー

埼玉県さいたま市見沼区堀崎町 1 2 番地 3 6

エ 緑区役所情報公開コーナー

埼玉県さいたま市緑区大字中尾 9 7 5 番地 1

オ 岩槻区役所情報公開コーナー

埼玉県さいたま市岩槻区本町 3 - 2 - 5 ワッツ東館 3 階

カ 七里公民館

埼玉県さいたま市見沼区東宮下 2 6 5 - 1

キ 岩槻本丸公民館

埼玉県さいたま市岩槻区本丸 3 - 1 7 - 1

ク 岩槻本町公民館

埼玉県さいたま市岩槻区本町 4 - 2 - 2 5

ケ 岩槻南部公民館

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保 1 3 4 8 番地 1

- コ 岩槻城址公民館
埼玉県さいたま市岩槻区太田 3-4-1
- サ 春野図書館
埼玉県さいたま市見沼区春野 2-12-1
- シ 大宮東図書館
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町 48-1
- ス 七里図書館
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷 1210（七里コミュニティセンター 1 階）
- セ 片柳図書館
埼玉県さいたま市見沼区染谷 3-147-1（片柳コミュニティセンター 2 階）
- ソ 東浦和図書館
埼玉県さいたま市緑区中尾 1440-8（プラザイースト 1 階）
- タ 美園図書館
埼玉県さいたま市緑区美園 4-19-1（浦和美園駅東口駅前複合公共施設内 2 階）
- チ 岩槻図書館
埼玉県さいたま市岩槻区本町 4-2-25
- ツ 岩槻駅東口図書館
埼玉県さいたま市岩槻区本町 3-1-1（ワッツ西館 3 階）
- テ 岩槻東部図書館
埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻 6-6 ふれあいプラザいわつき 1 階（別棟）
- ト 春日部市環境経済部環境政策課
埼玉県春日部市中央七丁目 2 番地 1 第二庁舎 3 階
- ナ 豊春市民センター
埼玉県春日部市上蛭田 101 番地 2
- ニ 越谷市環境経済部環境政策課
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号 第三庁舎 4 階
- ヌ 大袋地区センター
埼玉県越谷市大字大道 607 番地
- ネ 荻島地区センター
埼玉県越谷市南荻島 190 番地 1

期間 令和 8 年 10 月 5 日（月）から令和 8 年 11 月 4 日（水）まで

時間 アは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
イ～オ、ト、ニは午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
カ～コは午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
ナは午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（ただし、月曜日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日）を除く）
ヌ、ネは午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（ただし、祝日を除く）
サ～テは各施設の利用時間に準ずる

(2) インターネットによる公表

下記のウェブサイトにて配慮書及び要約書を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/018/008/001/p131481.html>

期間：令和８年１０月５日（月）から令和８年１１月４日（水）まで

5 配慮書についての意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地から意見を有する者は、事業者に対し、以下の記載事項を記入した意見書の提出により意見を述べることができる。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称

(3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により記載）

6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出方法 郵送、持参、電子メール、FAXのいずれか

(2) 提出期限 令和８年１１月４日（水）必着（郵送の場合は当日消印有効。持参の場合の受付時間は縦覧時間に準ずる。電子メール及びFAXの場合の受付時間は、提出期限の午後１１時５９分まで）

(3) 提出先 〒３３０－９５８８ 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目４番４号 ５階
さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部 未来都市共創担当
電話 ０４８（８２９）１８７１ FAX ０４８（８２９）１９９７
メールアドレス mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp

(4) 問合せ先 さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部 未来都市共創担当
電話 ０４８（８２９）１８７１ FAX ０４８（８２９）１９９７